

# 仕 様 書

## 1 業務名

札幌市職員採用試験周知 WEB 広告制作及び運用業務

## 2 業務目的

本業務は、札幌市が令和4年度に予定している採用ホームページの刷新にあわせて、WEB 広告を掲出することにより、就職先検討中の方を、札幌市の採用ホームページに誘導し、採用試験の受験率を向上させることを目的とする。

## 3 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）まで

## 4 業務内容

以下のとおり、ディスプレイ広告及びリスティング広告（検索連動型広告）を制作及び運用すること。

### (1) 広告の制作

#### ア 概要

就職先検討中の方を、下記 URL に示す札幌市公式ホームページの採用試験に関するページへ誘導できるよう、閲覧する者の関心を引く静止画広告及びテキスト広告を制作する。

<https://www.city.sapporo.jp/jinji-iinkai/saiyo/index.html>

#### イ 広告制作

##### (ア) ディ스플레이広告用

委託者から提供する画像データ等を使用し、掲載先のウェブサイトにも適合するように適宜加工のうえ静止画広告を制作すること。なお、製作する静止画広告は1種類、5サイズ（300×250ピクセル、728×90ピクセル、160×600ピクセル、320×50ピクセル、300×600ピクセル）とする。詳細は委託者と受託者が協議のうえ決定すること。

##### (イ) リスティング広告用

リスティング広告用のテキストを制作するほか、検索キーワードの設定を行うこととし、内容は委託者と受託者が協議のうえ決定すること。

### (2) 広告の運用

#### ア Google ディ스플레이広告

配信エリア	北海道及び東北地方全域及び関東地域全域
配信デバイス	スマートフォン、パソコン、タブレット
セグメント設定	性別：すべて 年齢：15歳～59歳
配信期間	令和5年2月中旬の委託者が指示する日から令和5年3月31日の期間内で連続した45日間を原則とする

#### イ リスティング広告

配信エリア	北海道及び東北地方全域及び関東地域全域
配信デバイス	スマートフォン、パソコン、タブレット
セグメント設定	性別：すべて 年齢：17歳～50歳
配信期間	令和5年2月中旬の委託者が指示する日から令和5年3月31日の期間内で連続した45日間を原則とする

#### (3) その他

ア ディスプレイ広告及びリスティング広告はGoogleのディスプレイ広告及びGoogleのリスティング広告を行うものとする。

イ (2)ア及び(2)イの広告について、Googleに支払う運用期間中の配信費用の合計を90万円(税抜き)とし、期間中に使い切ること。なお、90万円(税抜き)はGoogleに支払う金額であり、広告運用にかかる設定費や運用手数料等は含まないものとする。

ウ 広告の配信期間は45日間を原則とし、配信開始日と終了日を事前に委託者に報告し、必ず了承を得たうえで配信を開始すること。

エ 委託者は、各広告の運用に必要なすべての設定や手続きを行うこと。

オ 各広告のセグメント設定は基本的な項目のみを記載しているため、別途必要な項目について、委託者と受託者が協議のうえ設定すること。

カ 運用を行うなかで、広告のクリックの傾向を把握し、より高い効果の見込める運用手法を常に模索したうえで、委託者に提案し、協議のうえ運用手法の変更を検討すること。

キ Google広告のポリシー等により、広告を配信できない事態が発生した場合や、その他不測の事態が発生した場合は、委託者と受託者が協議のうえ処理すること。

#### (4) 広告運用結果の報告

以下の報告を行うこと。

ア 定例報告(1週に一度)：広告表示数、クリック数、配信費用などがわか

り、状況確認を行うことができるもの。

イ 全体総括（契約期間満了時）：契約期間中の広告配信結果の総括。

## 5 成果の帰属及び秘密保持

- (1) 委託業務の成果物の著作権（著作権法第 27 条・第 28 条に規定する権利を含む）、所有権等、その他の一切の権利は委託者に帰属するものとし、受託者は、札幌市の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。
- (2) 受託者は、成果品一式を DVD-R 等に保存した電子データで納品すること。
- (3) 委託者は、著作権法第 20 条（同一性保持権）第 2 項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとする。
- (4) 受託者は、成果物に関する著作者人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- (5) 受託者は、成果物に使用する映像、音楽、写真、イラストその他資料、データ等について、第三者の著作権法に規定する権利、所有権その他一切の権利を侵害するものではないことを保証すること。また、成果物に関し、第三者による権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (6) 受託者は、本業務の履行にあたり知り得た一切の事項について、外部への漏洩がないように注意すること。また、委託者が提供する資料等の第三者への提供や目的外使用をしないこと。
- (7) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、「個人情報の保護に関する法律」、「札幌市個人情報保護条例」及び別記「個人情報取扱注意事項」を遵守しなければならない。また、本業務で扱う個人情報の委託者への提供については、必ず本人の同意を得た上で実施すること。

## 6 完了報告書

受託者は、本業務を完了したときは、速やかに当該委託業務の完了報告書及びその成果品を委託者に提出しなければならない。

## 7 特記事項

- (1) 本業務の履行にあたり疑義が生じた場合は、委託者及び受託者が協議のうえ処理する。
- (2) 本業務の履行にあたり事故等があった場合は、受託者の負担と責任で解決すること。
- (3) WEB 広告の運用に伴い、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたと

きは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

- (4) 本業務の履行にあたっては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。